

令和3年度茨城県見守り介護機器普及支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 茨城県は、新型コロナウイルス感染症の発生により、介護施設等における職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、介護施設等での感染拡大を防止し、介護職員の負担を軽減させ、職場定着による介護職員確保を図るため、介護施設等が見守り介護機器を導入する経費の一部を県の予算の範囲内で補助する。その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所とする。

(補助対象経費、補助額の算定方法)

第3条 補助金の対象となる経費及びその算定方法は、別表に定める基準により定めるものとする。また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の申請をしようとするものは交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に指示する期日までに知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第5条 この補助金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、前条に定める申請の手続きに従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 この補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第7条 この補助金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定がなされた場合において、事業者に対し、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭

和 40 年大蔵省令第 15 号) で定める耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(4) 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業を行う者が(1)から(5)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(実績報告)

第 9 条 補助事業を行う者はこの補助金による事業が完了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

ただし、事業が翌年度にわたるときは、令和 4（2022 年）3 月 31 日までに知事に報告するとともに、事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日までに、実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 10 条 この補助金の交付額の確定は、補助金確定通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

(事業に関する報告等)

第 12 条 補助事業を行う者は、事業への取り組み状況について知事の要求があったときは速やかに報告するとともに、事業を通じて得た見守り介護機器の知見について、広く他の介護事業者等へ紹介するよう努めることとする。

(書類の提出部数)

第 13 条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本 1 部とする。

付 則

この要項は、令和 4 年（2022 年）1 月 28 日から施行する。

別表 （第3条関連）

補助対象経費	<p>ロボット技術（センサー等による外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術）を活用する見守り機器の購入費。</p> <p>なお、以下にかかる経費は補助対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り機器導入に伴う通信環境整備費（Wi-Fi 等ネットワーク構築にかかる費用）。 ・搬入費、送料 ・保守費 ・パソコン、モニター ・スマートフォン、インカム等
補助条件	機器の導入計画及び導入効果の報告を行い、他施設の参考として活用することに同意すること。
補助率	2分の1（千円未満切り捨て）
補助上限額	1 機器につき 30 万円
補助台数	事業所で必要とする台数分。
その他	応募状況に応じて、補助率や補助台数、1 法人における応募数を制限することがある。

茨城県知事 殿

所在地
法人名
法人代表者名
電話番号

令和 3 年度茨城県見守り介護機器普及支援事業の交付申請について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり申請する。

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 申請額算出内訳表 (別紙 1)
- (2) 歳入歳出予算・決算書抄本 (参考様式)
- (3) 実施計画書 (別紙 3)
- (4) 見積書又は契約書写し

3 受領方法 口座振替払い (下記のとおり)

指定銀行	銀行	支店
口座種別		
口座名義	(カタカナ)	
口座番号		

4 連絡先

担当者氏名	
所属	
電話番号	
E メールアドレス	

〇〇法人 〇〇会 理事長 〇〇 〇 殿

茨城県知事

令和 3 年度茨城県見守り介護機器普及支援事業交付決定通知書

このことについて、茨城県補助金等交付規則（昭和 3 6 年茨城県規則第 6 7 号）の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第 7 条の規定により通知する。

記

1 交付決定額 〇〇〇, 〇〇〇円

2 補助（予定）額については、次のとおりであること。

(円)

対象機器	補助（予定）額

茨城県知事 殿

所在地
法人名
法人代表者名
電話番号

令和3年度茨城県見守り介護機器普及支援事業の事業実績報告について

このことについて、関係書類を添えて次のとおり報告する。

記

- 1 交付精算額 ○○○, ○○○円
- 2 添付書類
 - (1) 精算額算出内訳表 (別紙2)
 - (2) 歳入歳出予算・決算書抄本 (参考様式)
 - (3) 見守り介護機器普及支援事業 実績報告 (別紙4)
 - (4) 領収書又は支払いが確認できる書類

〇〇法人 〇〇会 理事長 〇〇 〇 殿

茨城県知事

令和 3 年度茨城県見守り介護機器普及支援事業確定通知書

このことについて、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

(円)

対象機器	補助額